

(2) 紙入札による場合

- ① 入札書受付期間 平成27年 9 月 3 日（木）午前10時から午前10時30分まで
- ② 開札予定日時 平成27年 9 月 3 日（木）午前10時30分
- ③ 場所 大阪市契約管財局入札室（1に同じ）
ただし、大阪市水道局契約規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第7号。以下「契約規程」という。）第23条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成27年 9 月 2 日（水）午後5時までに必着のこと

7 入札保証金等

- (1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上） 免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（単価契約にあっては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあっては、落札金額を1年当たりの額に換算した額））の100分の3に相当する違約金を徴収する。

- (2) 契約保証金 要

ただし、契約規程第34条第1項の規定に該当する場合は免除する。

- (3) 保証人 不要

- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、上記3(1)～(8)の資格要件を満たしている場合に落札とする。

8 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成27年 7 月17日（金）午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。
なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9 入札の無効

契約規程第26条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10 その他

- (1) この調達法は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措

置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、または、契約規程第30条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不適當であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。

- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 本契約は概算契約であり、契約金額の確定は、納入期限において実納入数量に契約時の単価を乗じて行うものとする。
- (5) 詳細は入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased:

- ① Aluminum sulfate (liquid)
(Kunijima Purification Plant) 3,182,000kg
- ② Aluminum sulfate (liquid)
(Niwakubo Purification Plant) 1,880,000kg
- ③ Aluminum sulfate (liquid)
(Toyono Purification Plant) 1,220,000kg
- ④ Sodium hypochlorite (low content sodium chlorite)
(Kunijima Purification Plant) 789,000kg
- ⑤ Sodium hypochlorite (low content sodium chlorite)
(Niwakubo Purification Plant and the other place) 840,000kg
- ⑥ Sodium hypochlorite (low content sodium chlorite)
(Nagai Purification Plant and 5 place) 82,100kg
- ⑦ Caustic soda (liquid)
(Kunijima Purification Plant) 1,650,000kg
- ⑧ Caustic soda (liquid)
(Niwakubo Purification Plant and the other place) 1,738,000kg

- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:

5:00PM, 17 July 2015

- (3) The date and time for the submission of tenders:

- ① on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM, 1 September 2015 to 5:00PM, 2 September 2015
- ② in person: from 10:00AM to 10:30AM, 3 September 2015
- ③ by post: 5:00PM, 2 September 2015

- (4) A contact point where tender documents are available:

Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL06-4395-7161

(水道局総務部管財課)

大阪市教育委員会告示第20号

大阪歴史博物館は、大阪歴史博物館条例（平成13年大阪市条例第60号）第6条第2項により読み替えられた第5条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更を承認したので、第6条第2項の規定により読み替えられた第5条第3項の規定に基づき告示する。

平成27年 7 月 3 日

大阪市教育委員会
委員長 大森 不二雄

施設名	月 日	供用時間
大阪歴史博物館	平成27年 8 月13日（木）から 同月15日（土）まで	午前 9 時30分から 午後 8 時まで

（経済戦略局文化部文化課）

大阪市選挙管理委員会告示第19号

平成27年 5 月17日執行の大阪市における特別区の設置についての投票に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定した。

平成27年 6 月19日

大阪市選挙管理委員会
委員長 平野 豊三郎

決 定 書

異議申出人
大東市野崎 2 丁目 9－28
岡島 晃

上記異議申出人（以下「申出人という。」）から平成27年 5 月31日付けで提起され当委員会に同年 6 月 2 日に到達した同年 5 月17日執行の大阪市における特別区の設置についての投票（以下「本件投票」という。）に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、当委員会は次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を却下する。

決定の理由

本件投票において、投票又は賛否の結果の効力に関し不服があり異議を申し出ることができる期日は、大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号。以下「大都市法」という。）及び同施行令（平成25年政令第42号）の規定により準用・読替え後の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第202条又は第206条の規定により、当該特別区の設置についての投票の日から14日以内又は大都市法第7条第5項前段の規定による公表の日から14日以内とされており、いずれの場合も平成27年6月1日となる。

本件異議申出については、異議の申出期日後の平成27年6月2日に郵送の方法により当委員会に到達したものであり、異議申出の期限を徒過している。

よって、当委員会は、主文のとおり決定する。

平成27年6月19日

大阪市選挙管理委員会
委員長 平野 豊三郎

決 定 書

異議申出人

大東市野崎2丁目9-28
岡島 愛

上記異議申出人（以下「申出人という。」）から平成27年5月31日付けで提起され当委員会に同年6月2日に到着した同年5月17日執行の大阪市における特別区の設置についての投票（以下「本件投票」という。）に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、当委員会は次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を却下する。

決定の理由

本件投票において、投票又は賛否の結果の効力に関し不服があり異議を申し出ることができる期日は、大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号。以下「大都市法」という。）及び同施行令（平成25年政令第42号）の規定により準用・読替え後の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第202条又は第206条の規定により、当該特別区の設置についての投票の日から14日以内又は大都市法第7条第5項前段の規定による公表の日から14日以内とされており、いずれの場合も平成27年6月1日となる。

本件異議申出については、異議の申出期日後の平成27年6月2日に郵送の方法により当委員会に到達したものであり、異議申出の期限を徒過している。

よって、当委員会は、主文のとおり決定する。

平成27年 6 月19日

大阪市選挙管理委員会
委員長 平野 豊三郎

決 定 書

異議申出人

大阪府大阪市北区万歳町 5－12
ローレルタワー梅田3506
松岡 裕美

上記異議申出人（以下「申出人という。」）から平成27年 5 月29日付けで提起された同月17日執行の大阪市における特別区の設置についての投票（以下「本件投票」という。）に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、当委員会は次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を却下する。

決定の理由

本件投票において、投票又は賛否の結果の効力に関し不服があり異議を申し出ることができる者は、大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号）及び同施行令（平成25年政令第42号）の規定により準用・読替え後の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第202条又は第206条の規定により、選挙人であるとされている。

ここにいう選挙人とは、選挙人名簿に登録されていることは必要でなく、本件投票当時に投票権を実質的に有する者と解されている（大正12年 7 月25日行政裁判所判決、昭和 4 年 4 月10日行政裁判所判決参照）。

なお、本件投票の投票権を有する者は、大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成25年政令第42号）第 4 条の規定により、大阪市の議会の議員及び長の選挙権を有するものであるとされている。

以上のことを踏まえ、当委員会は、本件異議申出の要件の審理に際し、まず申出人が本件投票の選挙人であるかどうかについて次のとおり確認した。

1 住所地の選挙管理委員会への選挙権の有無の照会

申出人が大阪市の議会の議員及び長の選挙権を有しているかどうかについて、平成27年 6 月 2 日に大阪市北区選挙管理委員会へ照会した。

2 住所地の選挙管理委員会からの選挙権の有無の回答の確認

大阪市北区選挙管理委員会から平成27年 6 月 8 日付けで、申出人については本件投票当時に大阪市の議会の議員及び長の選挙権を有していない旨の回答があり、申出人は本件投票の選挙人でないことを確認した。

よって、当委員会は、主文のとおり決定する。

平成27年 6 月19日

大阪市選挙管理委員会
委員長 平野 豊三郎
(行政委員会事務局選挙部選挙課)
(平27. 6 .19揭示済)

大阪市選挙管理委員会告示第20号

平成27年 5 月17日執行の大阪市における特別区の設置についての投票に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定した。

平成27年 6 月22日

大阪市選挙管理委員会
委員長 平野 豊三郎

決 定 書 異議申出人

大阪府箕面市半町 4 丁目19-16- 5
金井 正樹

上記異議申出人（以下「申出人という。」）から平成27年 5 月25日付けで提起された同月17日執行の大阪市における特別区の設置についての投票（以下「本件投票」という。）に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、当委員会は次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を却下する。

決定の理由

本件投票において、投票又は賛否の結果の効力に関し不服があり異議を申し出ることができる者は、大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号）及び同施行令（平成25年政令第42号）の規定により準用・読替え後の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第202条又は第206条の規定により、選挙人であるとされている。

ここにいう選挙人とは、選挙人名簿に登録されていることは必要でなく、本件投票当時に投票権を実質的に有する者と解されている（大正12年 7 月25日行政裁判所判決、昭和 4 年 4 月10日行政裁判所判決参照）。

また、本件投票当時に選挙人であれば、その後引き続き投票権を有する必要はないと解されている（昭和 6 年12月14日行政裁判所判決参照）。

なお、本件投票の投票権を有する者は、大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第4条の規定により、大阪市の議会の議員及び長の選挙権を有するものであるとされていることから、少なくとも本件投票の期日前投票が開始された平成27年4月28日から投票の期日であった同年5月17日までの間のいずれかの日において大阪市内に引き続き3箇月以上住所を有していたことが要件となる。

以上のことを踏まえ、当委員会は、本件異議申出の要件の審理に際し、申出時の住所が本市外であったため、まず本件投票の選挙人であるかどうかについて次のとおり確認した。

1 住所地市区町村長への住民登録の有無等の照会

申出人の住民登録の有無並びに登録がある場合は住所を定めた日及びその届出日について、申出人の住所地市区町村長へ照会した。

2 住所地市区町村長からの住民登録の有無等の回答の確認

申出人の住所地市区町村長からの申出人の住民登録の有無等についての回答から、本件投票の期日前投票が開始された平成27年4月28日から投票の期日であった同年5月17日までの間のいずれの日においても大阪市内に引き続き3箇月以上住所を有していなかったことが確認でき、申出人は本件投票の選挙人でないことが判明した。

よって、当委員会は、主文のとおり決定する。

平成27年 6 月22日

大阪市選挙管理委員会
委員長 平野 豊三郎
(行政委員会事務局選挙部選挙課)
(平27. 6 .22揭示済)

大阪市選挙管理委員会告示第21号

平成27年5月17日執行の大阪市における特別区の設置についての投票に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定した。

平成27年 6 月22日

大阪市選挙管理委員会
委員長 平野 豊三郎

決 定 書

異議申出人

大阪府箕面市半町4丁目19-16-5

金井 雅代

上記異議申出人（以下「申出人という。」）から平成27年5月25日付けで提

起された同月17日執行の大阪市における特別区の設置についての投票（以下「本件投票」という。）に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、当委員会は次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を却下する。

決定の理由

本件投票において、投票又は賛否の結果の効力に関し不服があり異議を申し出ることができる者は、大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号）及び同施行令（平成25年政令第42号）の規定により準用・読替え後の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第202条又は第206条の規定により、選挙人であるとされている。

ここにいう選挙人とは、選挙人名簿に登録されていることは必要でなく、本件投票当時に投票権を実質的に有する者と解されている（大正12年7月25日行政裁判所判決、昭和4年4月10日行政裁判所判決参照）。

また、本件投票当時に選挙人であれば、その後引き続き投票権を有する必要はないと解されている（昭和6年12月14日行政裁判所判決参照）。

なお、本件投票の投票権を有する者は、大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第4条の規定により、大阪市の議会の議員及び長の選挙権を有するものであるとされていることから、少なくとも本件投票の期日前投票が開始された平成27年4月28日から投票の期日であった同年5月17日までの間のいずれかの日において大阪市内に引き続き3箇月以上住所を有していたことが要件となる。

以上のことを踏まえ、当委員会は、本件異議申出の要件の審理に際し、申出時の住所が本市外であったため、まず本件投票の選挙人であるかどうかについて次のとおり確認した。

1 住所地市区町村長への住民登録の有無等の照会

申出人の住民登録の有無並びに登録がある場合は住所を定めた日及びその届出日について、申出人の住所地市区町村長へ照会した。

2 住所地市区町村長からの住民登録の有無等の回答の確認

申出人の住所地市区町村長からの申出人の住民登録の有無等についての回答から、本件投票の期日前投票が開始された平成27年4月28日から投票の期日であった同年5月17日までの間のいずれの日においても大阪市内に引き続き3箇月以上住所を有していなかったことが確認でき、申出人は本件投票の選挙人でないことが判明した。

よって、当委員会は、主文のとおり決定する。

平成27年 6 月22日

大阪市選挙管理委員会
委員長 平野 豊三郎
(行政委員会事務局選挙部選挙課)
(平27. 6 .22揭示済)

大阪市選挙管理委員会告示第22号

平成27年 5 月17日執行の大阪市における特別区の設置についての投票に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定した。

平成27年 6 月22日

大阪市選挙管理委員会
委員長 平野 豊三郎

決 定 書

異議申出人

東大阪市俊徳町 4 丁目 5 -19 カーサ田中508号

間島 江里子

上記異議申出人（以下「申出人という。」）から平成27年 5 月27日付けで提起された同月17日執行の大阪市における特別区の設置についての投票（以下「本件投票」という。）に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、当委員会は次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を却下する。

決定の理由

本件投票において、投票又は賛否の結果の効力に関し不服があり異議を申し出ることができる者は、大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号）及び同施行令（平成25年政令第42号）の規定により準用・読替え後の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第202条又は第206条の規定により、選挙人であるとされている。

ここにいう選挙人とは、選挙人名簿に登録されていることは必要でなく、本件投票当時に投票権を実質的に有する者と解されている（大正12年 7 月25日行政裁判所判決、昭和 4 年 4 月10日行政裁判所判決参照）。

また、本件投票当時に選挙人であれば、その後引き続き投票権を有する必要はないと解されている（昭和 6 年12月14日行政裁判所判決参照）。

なお、本件投票の投票権を有する者は、大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第 4 条の規定により、大阪市の議会の議員及び長の選挙権を有するものであるとされていることから、少なくとも本件投票の期日前投票が

開始された平成27年 4 月28日から投票の期日であった同年 5 月17日までの間のいずれかの日において大阪市内に引き続き 3 箇月以上住所を有していたことが要件となる。

以上のことを踏まえ、当委員会は、本件異議申出の要件の審理に際し、申出時の住所が本市外であったため、まず本件投票の選挙人であるかどうかについて次のとおり確認した。

1 住所地市区町村長への住民登録の有無等の照会

申出人の住民登録の有無並びに登録がある場合は住所を定めた日及びその届出日について、申出人の住所地市区町村長へ照会した。

2 住所地市区町村長からの住民登録の有無等の回答の確認

申出人の住所地市区町村長からの申出人の住民登録の有無等についての回答から、本件投票の期日前投票が開始された平成27年 4 月28日から投票の期日であった同年 5 月17日までの間のいずれの日においても大阪市内に引き続き 3 箇月以上住所を有していなかったことが確認でき、申出人は本件投票の選挙人でないことが判明した。

よって、当委員会は、主文のとおり決定する。

平成27年 6 月22日

大阪市選挙管理委員会
委員長 平野 豊三郎
(行政委員会事務局選挙部選挙課)
(平27. 6 .22揭示済)

大阪市選挙管理委員会告示第23号

平成27年 5 月17日執行の大阪市における特別区の設置についての投票に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定した。

平成27年 6 月22日

大阪市選挙管理委員会
委員長 平野 豊三郎

決 定 書

異議申出人

大阪府堺市中区堀上町195－ 1 －203

西川 知己

上記異議申出人（以下「申出人という。」）から平成27年 5 月27日付けで提起された同月17日執行の大阪市における特別区の設置についての投票（以下「本件投票」という。）に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、当委員会は次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を却下する。

決定の理由

本件投票において、投票又は賛否の結果の効力に関し不服があり異議を申し出ることができる者は、大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号）及び同施行令（平成25年政令第42号）の規定により準用・読替え後の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第202条又は第206条の規定により、選挙人であるとされている。

ここにいう選挙人とは、選挙人名簿に登録されていることは必要でなく、本件投票当時に投票権を実質的に有する者と解されている（大正12年 7 月25日行政裁判所判決、昭和 4 年 4 月10日行政裁判所判決参照）。

また、本件投票当時に選挙人であれば、その後引き続き投票権を有する必要はないと解されている（昭和 6 年12月14日行政裁判所判決参照）。

なお、本件投票の投票権を有する者は、大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第 4 条の規定により、大阪市の議会の議員及び長の選挙権を有するものであるとされていることから、少なくとも本件投票の期日前投票が開始された平成27年 4 月28日から投票の期日であった同年 5 月17日までの間のいずれかの日において大阪市内に引き続き 3 箇月以上住所を有していたことが要件となる。

以上のことを踏まえ、当委員会は、本件異議申出の要件の審理に際し、申出時の住所が本市外であったため、まず本件投票の選挙人であるかどうかについて次のとおり確認した。

1 住所地市区町村長への住民登録の有無等の照会

申出人の住民登録の有無並びに登録がある場合は住所を定めた日及びその届出日について、申出人の住所地市区町村長へ照会した。

2 住所地市区町村長からの住民登録の有無等の回答の確認

申出人の住所地市区町村長からの申出人の住民登録の有無等についての回答から、本件投票の期日前投票が開始された平成27年 4 月28日から投票の期日であった同年 5 月17日までの間のいずれの日においても大阪市内に引き続き 3 箇月以上住所を有していなかったことが確認でき、申出人は本件投票の選挙人でないことが判明した。

よって、当委員会は、主文のとおり決定する。

平成27年 6 月22日

大阪市選挙管理委員会
委員長 平野 豊三郎
(行政委員会事務局選挙部選挙課)
(平27. 6 .22揭示済)

大阪市選挙管理委員会告示第24号

平成27年 5 月17日執行の大阪市における特別区の設置についての投票に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定した。

平成27年 6 月22日

大阪市選挙管理委員会
委員長 平野 豊三郎

決 定 書

異議申出人

名古屋市昭和区安田通 2－1－1

佐川 一夫

上記異議申出人（以下「申出人という。」）から平成27年 5 月25日付けで提起された同月17日執行の大阪市における特別区の設置についての投票（以下「本件投票」という。）に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、当委員会は次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を却下する。

決定の理由

本件投票において、投票又は賛否の結果の効力に関し不服があり異議を申し出ることができる者は、大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号）及び同施行令（平成25年政令第42号）の規定により準用・読替え後の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第202条又は第206条の規定により、選挙人であるとされている。

ここにいう選挙人とは、選挙人名簿に登録されていることは必要でなく、本件投票当時に投票権を実質的に有する者と解されている（大正12年 7 月25日行政裁判所判決、昭和 4 年 4 月10日行政裁判所判決参照）。

また、本件投票当時に選挙人であれば、その後引き続き投票権を有する必要はないと解されている（昭和 6 年12月14日行政裁判所判決参照）。

なお、本件投票の投票権を有する者は、大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第 4 条の規定により、大阪市の議会の議員及び長の選挙権を有するものであるとされていることから、少なくとも本件投票の期日前投票が開始された平成27年 4 月28日から投票の期日であった同年 5 月17日までの間のいずれかの日において大阪市内に引き続き 3 箇月以上住所を有していたことが要件となる。

以上のことを踏まえ、当委員会は、本件異議申出の要件の審理に際し、申出

時の住所が本市外であったため、まず本件投票の選挙人であるかどうかについて次のとおり確認した。

1 住所地市区町村長への住民登録の有無等の照会

申出人の住民登録の有無並びに登録がある場合は住所を定めた日及びその届出日について、申出人の住所地市区町村長へ照会した。

2 住所地市区町村長からの住民登録の有無等の回答の確認

申出人の住所地市区町村長からの申出人の住民登録の有無等についての回答から、本件投票の期日前投票が開始された平成27年 4 月28日から投票の期日であった同年 5 月17日までの間のいずれの日においても大阪市内に引き続き 3 箇月以上住所を有していなかったことが確認でき、申出人は本件投票の選挙人でないことが判明した。

よって、当委員会は、主文のとおり決定する。

平成27年 6 月22日

大阪市選挙管理委員会
委員長 平野 豊三郎
(行政委員会事務局選挙部選挙課)
(平27. 6 .22揭示済)

大阪市選挙管理委員会告示第25号

平成27年 5 月17日執行の大阪市における特別区の設置についての投票に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定した。

平成27年 6 月22日

大阪市選挙管理委員会
委員長 平野 豊三郎

決 定 書

異議申出人

大阪府東大阪市近江堂 1 丁目 8 番23号

谷川 豊

上記異議申出人（以下「申出人という。」）から平成27年 5 月27日付けで提起された同月17日執行の大阪市における特別区の設置についての投票（以下「本件投票」という。）に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、当委員会は次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を却下する。

決定の理由

本件投票において、投票又は賛否の結果の効力に関し不服があり異議を申し出ることができる者は、大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号）及び同施行令（平成25年政令第42号）の規定により準用・読替え後の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第202条又は第206条の規定により、選挙人であるとされている。

ここにいう選挙人とは、選挙人名簿に登録されていることは必要でなく、本件投票当時に投票権を実質的に有する者と解されている（大正12年 7 月25日行政裁判所判決、昭和 4 年 4 月10日行政裁判所判決参照）。

また、本件投票当時に選挙人であれば、その後引き続き投票権を有する必要はないと解されている（昭和 6 年12月14日行政裁判所判決参照）。

なお、本件投票の投票権を有する者は、大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第 4 条の規定により、大阪市の議会の議員及び長の選挙権を有するものであるとされていることから、少なくとも本件投票の期日前投票が開始された平成27年 4 月28日から投票の期日であった同年 5 月17日までの間のいずれかの日において大阪市内に引き続き 3 箇月以上住所を有していたことが要件となる。

以上のことを踏まえ、当委員会は、本件異議申出の要件の審理に際し、申出時の住所が本市外であったため、まず本件投票の選挙人であるかどうかについて次のとおり確認した。

1 住所地市区町村長への住民登録の有無等の照会

申出人の住民登録の有無並びに登録がある場合は住所を定めた日及びその届出日について、申出人の住所地市区町村長へ照会した。

2 住所地市区町村長からの住民登録の有無等の回答の確認

申出人の住所地市区町村長からの申出人の住民登録の有無等についての回答から、本件投票の期日前投票が開始された平成27年 4 月28日から投票の期日であった同年 5 月17日までの間のいずれの日においても大阪市内に引き続き 3 箇月以上住所を有していなかったことが確認でき、申出人は本件投票の選挙人でないことが判明した。

よって、当委員会は、主文のとおり決定する。

平成27年 6 月22日

大阪市選挙管理委員会
委員長 平野 豊三郎
(行政委員会事務局選挙部選挙課)
(平27. 6 .22揭示済)

平成27年 5 月17日執行の大阪市における特別区の設置についての投票に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定した。

平成27年 6 月22日

大阪市選挙管理委員会
委員長 平野 豊三郎

決 定 書

異議申出人

大阪府高槻市赤大路町51-18
溝上 祥平

上記異議申出人（以下「申出人という。」）から平成27年 5 月29日付けで提起された同月17日執行の大阪市における特別区の設置についての投票（以下「本件投票」という。）に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、当委員会は次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を却下する。

決定の理由

本件投票において、投票又は賛否の結果の効力に関し不服があり異議を申し出ることができる者は、大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号）及び同施行令（平成25年政令第42号）の規定により準用・読替え後の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第202条又は第206条の規定により、選挙人であるとされている。

ここにいう選挙人とは、選挙人名簿に登録されていることは必要でなく、本件投票当時に投票権を実質的に有する者と解されている（大正12年 7 月25日行政裁判所判決、昭和 4 年 4 月10日行政裁判所判決参照）。

また、本件投票当時に選挙人であれば、その後引き続き投票権を有する必要はないと解されている（昭和 6 年12月14日行政裁判所判決参照）。

なお、本件投票の投票権を有する者は、大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第 4 条の規定により、大阪市の議会の議員及び長の選挙権を有するものであるとされていることから、少なくとも本件投票の期日前投票が開始された平成27年 4 月28日から投票の期日であった同年 5 月17日までの間のいずれかの日において大阪市内に引き続き 3 箇月以上住所を有していたことが要件となる。

以上のことを踏まえ、当委員会は、本件異議申出の要件の審理に際し、申出時の住所が本市外であったため、まず本件投票の選挙人であるかどうかについて次のとおり確認した。

1 住所地市区町村長への住民登録の有無等の照会

申出人の住民登録の有無並びに登録がある場合は住所を定めた日及びその

届出日について、申出人の住所地市区町村長へ照会した。

2 住所地市区町村長からの住民登録の有無等の回答の確認

申出人の住所地市区町村長からの申出人の住民登録の有無等についての回答から、本件投票の期日前投票が開始された平成27年 4 月28日から投票の期日であった同年 5 月17日までの間のいずれの日においても大阪市内に引き続き 3 箇月以上住所を有していなかったことが確認でき、申出人は本件投票の選挙人でないことが判明した。

よって、当委員会は、主文のとおり決定する。

平成27年 6 月22日

大阪市選挙管理委員会
委員長 平野 豊三郎
(行政委員会事務局選挙部選挙課)
(平27. 6 .22揭示済)

大阪市選挙管理委員会告示第27号

平成27年 5 月17日執行の大阪市における特別区の設置についての投票に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定した。

平成27年 6 月22日

大阪市選挙管理委員会
委員長 平野 豊三郎

決 定 書

異議申出人

大阪府高槻市赤大路町51－18

溝上 真由美

上記異議申出人（以下「申出人という。」）から平成27年 5 月29日付けで提起された同月17日執行の大阪市における特別区の設置についての投票（以下「本件投票」という。）に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、当委員会は次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を却下する。

決定の理由

本件投票において、投票又は賛否の結果の効力に関し不服があり異議を申し出ることができる者は、大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号）及び同施行令（平成25年政令第42号）の規定により準用・読

替え後の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第202条又は第206条の規定により、選挙人であるとされている。

ここにいう選挙人とは、選挙人名簿に登録されていることは必要でなく、本件投票当時に投票権を実質的に有する者と解されている（大正12年 7 月25日行政裁判所判決、昭和 4 年 4 月10日行政裁判所判決参照）。

また、本件投票当時に選挙人であれば、その後引き続き投票権を有する必要はないと解されている（昭和 6 年12月14日行政裁判所判決参照）。

なお、本件投票の投票権を有する者は、大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第 4 条の規定により、大阪市の議会の議員及び長の選挙権を有するものであるとされていることから、少なくとも本件投票の期日前投票が開始された平成27年 4 月28日から投票の期日であった同年 5 月17日までの間のいずれかの日において大阪市内に引き続き 3 箇月以上住所を有していたことが要件となる。

以上のことを踏まえ、当委員会は、本件異議申出の要件の審理に際し、申出時の住所が本市外であったため、まず本件投票の選挙人であるかどうかについて次のとおり確認した。

1 住所地市区町村長への住民登録の有無等の照会

申出人の住民登録の有無並びに登録がある場合は住所を定めた日及びその届出日について、申出人の住所地市区町村長へ照会した。

2 住所地市区町村長からの住民登録の有無等の回答の確認

申出人の住所地市区町村長からの申出人の住民登録の有無等についての回答から、本件投票の期日前投票が開始された平成27年 4 月28日から投票の期日であった同年 5 月17日までの間のいずれの日においても大阪市内に引き続き 3 箇月以上住所を有していなかったことが確認でき、申出人は本件投票の選挙人でないことが判明した。

よって、当委員会は、主文のとおり決定する。

平成27年 6 月22日

大阪市選挙管理委員会
委員長 平野 豊三郎
(行政委員会事務局選挙部選挙課)
(平27. 6 .22揭示済)

大阪市選挙管理委員会告示第28号

平成27年 5 月17日執行の大阪市における特別区の設置についての投票に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定した。

平成27年 6 月22日

大阪市選挙管理委員会

委員長 平野 豊三郎

決 定 書

異議申出人

八尾市山本町 3－5－18

野田 達也

上記異議申出人（以下「申出人という。」）から平成27年 5 月28日付けで提起された同月17日執行の大阪市における特別区の設置についての投票（以下「本件投票」という。）に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、当委員会は次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を却下する。

決定の理由

本件投票において、投票又は賛否の結果の効力に関し不服があり異議を申し出ることができる者は、大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号）及び同施行令（平成25年政令第42号）の規定により準用・読替え後の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第202条又は第206条の規定により、選挙人であるとされている。

ここにいう選挙人とは、選挙人名簿に登録されていることは必要でなく、本件投票当時に投票権を実質的に有する者と解されている（大正12年 7 月25日行政裁判所判決、昭和 4 年 4 月10日行政裁判所判決参照）。

また、本件投票当時に選挙人であれば、その後引き続き投票権を有する必要はないと解されている（昭和 6 年12月14日行政裁判所判決参照）。

なお、本件投票の投票権を有する者は、大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第 4 条の規定により、大阪市の議会の議員及び長の選挙権を有するものであるとされていることから、少なくとも本件投票の期日前投票が開始された平成27年 4 月28日から投票の期日であった同年 5 月17日までの間のいずれかの日において大阪市内に引き続き 3 箇月以上住所を有していたことが要件となる。

以上のことを踏まえ、当委員会は、本件異議申出の要件の審理に際し、申出時の住所が本市外であったため、まず本件投票の選挙人であるかどうかについて次のとおり確認した。

1 住所地市区町村長への住民登録の有無等の照会

申出人の住民登録の有無並びに登録がある場合は住所を定めた日及びその届出日について、申出人の住所地市区町村長へ照会した。

2 住所地市区町村長からの住民登録の有無等の回答の確認

申出人の住所地市区町村長からの申出人の住民登録の有無等についての回答から、本件投票の期日前投票が開始された平成27年 4 月28日から投票の期

日であった同年 5 月17日までの間のいずれの日においても大阪市内に引き続き 3 箇月以上住所を有していなかったことが確認でき、申出人は本件投票の選挙人でないことが判明した。

よって、当委員会は、主文のとおり決定する。

平成27年 6 月22日

大阪市選挙管理委員会
委員長 平野 豊三郎
(行政委員会事務局選挙部選挙課)
(平27. 6 .22揭示済)

大阪市選挙管理委員会告示第29号

平成27年 5 月17日執行の大阪市における特別区の設置についての投票に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定した。

平成27年 6 月22日

大阪市選挙管理委員会
委員長 平野 豊三郎

決 定 書

異議申出人

吹田市千里山星が丘14－ 1 －705

飛田 理砂

上記異議申出人（以下「申出人という。」）から平成27年 5 月27日付けで提起された同月17日執行の大阪市における特別区の設置についての投票（以下「本件投票」という。）に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、当委員会は次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を却下する。

決定の理由

本件投票において、投票又は賛否の結果の効力に関し不服があり異議を申し出ることができる者は、大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号）及び同施行令（平成25年政令第42号）の規定により準用・読替え後の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第202条又は第206条の規定により、選挙人であるとされている。

ここにいう選挙人とは、選挙人名簿に登録されていることは必要でなく、本件投票当時に投票権を実質的に有する者と解されている（大正12年 7 月25日行

政裁判所判決、昭和4年4月10日行政裁判所判決参照）。

また、本件投票当時に選挙人であれば、その後引き続き投票権を有する必要はないと解されている（昭和6年12月14日行政裁判所判決参照）。

なお、本件投票の投票権を有する者は、大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第4条の規定により、大阪市の議会の議員及び長の選挙権を有するものであるとされていることから、少なくとも本件投票の期日前投票が開始された平成27年4月28日から投票の期日であった同年5月17日までの間のいずれかの日において大阪市内に引き続き3箇月以上住所を有していたことが要件となる。

以上のことを踏まえ、当委員会は、本件異議申出の要件の審理に際し、申出時の住所が本市外であったため、まず本件投票の選挙人であるかどうかについて次のとおり確認した。

1 住所地市区町村長への住民登録の有無等の照会

申出人の住民登録の有無並びに登録がある場合は住所を定めた日及びその届出日について、申出人の住所地市区町村長へ照会した。

2 住所地市区町村長からの住民登録の有無等の回答の確認

申出人の住所地市区町村長からの申出人の住民登録の有無等についての回答から、本件投票の期日前投票が開始された平成27年4月28日から投票の期日であった同年5月17日までの間のいずれの日においても大阪市内に引き続き3箇月以上住所を有していなかったことが確認でき、申出人は本件投票の選挙人でないことが判明した。

よって、当委員会は、主文のとおり決定する。

平成27年6月22日

大阪市選挙管理委員会
委員長 平野 豊三郎
(行政委員会事務局選挙部選挙課)
(平27.6.22揭示済)

大阪市選挙管理委員会告示第30号

平成27年5月17日執行の大阪市における特別区の設置についての投票に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定した。

平成27年6月22日

大阪市選挙管理委員会
委員長 平野 豊三郎

決 定 書
異議申出人

大阪府堺市北区金岡町3046－1－406

土屋 光子

上記異議申出人（以下「申出人という。」）から平成27年 5 月30日付けで提起された同月17日執行の大阪市における特別区の設置についての投票（以下「本件投票」という。）に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、当委員会は次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を却下する。

決定の理由

本件投票において、投票又は賛否の結果の効力に関し不服があり異議を申し出ることができる者は、大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号）及び同施行令（平成25年政令第42号）の規定により準用・読替え後の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第202条又は第206条の規定により、選挙人であるとされている。

ここにいう選挙人とは、選挙人名簿に登録されていることは必要でなく、本件投票当時に投票権を実質的に有する者と解されている（大正12年 7 月25日行政裁判所判決、昭和 4 年 4 月10日行政裁判所判決参照）。

また、本件投票当時に選挙人であれば、その後引き続き投票権を有する必要はないと解されている（昭和 6 年12月14日行政裁判所判決参照）。

なお、本件投票の投票権を有する者は、大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第 4 条の規定により、大阪市の議会の議員及び長の選挙権を有するものであるとされていることから、少なくとも本件投票の期日前投票が開始された平成27年 4 月28日から投票の期日であった同年 5 月17日までの間のいずれかの日において大阪市内に引き続き 3 箇月以上住所を有していたことが要件となる。

以上のことを踏まえ、当委員会は、本件異議申出の要件の審理に際し、申出時の住所が本市外であったため、まず本件投票の選挙人であるかどうかについて次のとおり確認した。

1 住所地市区町村長への住民登録の有無等の照会

申出人の住民登録の有無並びに登録がある場合は住所を定めた日及びその届出日について、申出人の住所地市区町村長へ照会した。

2 住所地市区町村長からの住民登録の有無等の回答の確認

申出人の住所地市区町村長からの申出人の住民登録の有無等についての回答から、本件投票の期日前投票が開始された平成27年 4 月28日から投票の期日であった同年 5 月17日までの間のいずれの日においても大阪市内に引き続き 3 箇月以上住所を有していなかったことが確認でき、申出人は本件投票の選挙人でないことが判明した。

よって、当委員会は、主文のとおり決定する。

平成27年 6 月22日

大阪市選挙管理委員会
委員長 平野 豊三郎
(行政委員会事務局選挙部選挙課)
(平27. 6 .22揭示済)

大阪市選挙管理委員会告示第31号

平成27年 5 月17日執行の大阪市における特別区の設置についての投票に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定した。

平成27年 6 月22日

大阪市選挙管理委員会
委員長 平野 豊三郎

決 定 書

異議申出人

大阪府門真市千石西町 2 － 7 － 209

木村 直美

上記異議申出人（以下「申出人という。」）から平成27年 5 月29日付けで提起された同月17日執行の大阪市における特別区の設置についての投票（以下「本件投票」という。）に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、当委員会は次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を却下する。

決定の理由

本件投票において、投票又は賛否の結果の効力に関し不服があり異議を申し出ることができる者は、大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号）及び同施行令（平成25年政令第42号）の規定により準用・読替え後の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第202条又は第206条の規定により、選挙人であるとされている。

ここにいう選挙人とは、選挙人名簿に登録されていることは必要でなく、本件投票当時に投票権を実質的に有する者と解されている（大正12年 7 月25日行政裁判所判決、昭和 4 年 4 月10日行政裁判所判決参照）。

また、本件投票当時に選挙人であれば、その後引き続き投票権を有する必要はないと解されている（昭和 6 年12月14日行政裁判所判決参照）。

なお、本件投票の投票権を有する者は、大都市地域における特別区の設置に

関する法律施行令第4条の規定により、大阪市の議会の議員及び長の選挙権を有するものであるとされていることから、少なくとも本件投票の期日前投票が開始された平成27年4月28日から投票の期日であった同年5月17日までの間のいずれかの日において大阪市内に引き続き3箇月以上住所を有していたことが要件となる。

以上のことを踏まえ、当委員会は、本件異議申出の要件の審理に際し、申出時の住所が本市外であったため、まず本件投票の選挙人であるかどうかについて次のとおり確認した。

1 住所地市区町村長への住民登録の有無等の照会

申出人の住民登録の有無並びに登録がある場合は住所を定めた日及びその届出日について、申出人の住所地市区町村長へ照会した。

2 住所地市区町村長からの住民登録の有無等の回答の確認

申出人の住所地市区町村長からの申出人の住民登録の有無等についての回答から、本件投票の期日前投票が開始された平成27年4月28日から投票の期日であった同年5月17日までの間のいずれの日においても大阪市内に引き続き3箇月以上住所を有していなかったことが確認でき、申出人は本件投票の選挙人でないことが判明した。

よって、当委員会は、主文のとおり決定する。

平成27年6月22日

大阪市選挙管理委員会
委員長 平野 豊三郎
(行政委員会事務局選挙部選挙課)
(平27.6.22揭示済)

大阪市選挙管理委員会告示第32号

平成27年5月17日執行の大阪市における特別区の設置についての投票に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定した。

平成27年6月22日

大阪市選挙管理委員会
委員長 平野 豊三郎

決 定 書

異議申出人

大阪府堺市北区金岡町3046-1-406

土屋 大介

上記異議申出人（以下「申出人という。」）から平成27年5月30日付けで提起された同月17日執行の大阪市における特別区の設置についての投票（以下「本

件投票」という。)に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、当委員会は次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を却下する。

決定の理由

本件投票において、投票又は賛否の結果の効力に関し不服があり異議を申し出ることができる者は、大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号）及び同施行令（平成25年政令第42号）の規定により準用・読替え後の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第202条又は第206条の規定により、選挙人であるとされている。

ここにいう選挙人とは、選挙人名簿に登録されていることは必要でなく、本件投票当時に投票権を実質的に有する者と解されている（大正12年7月25日行政裁判所判決、昭和4年4月10日行政裁判所判決参照）。

また、本件投票当時に選挙人であれば、その後引き続き投票権を有する必要はないと解されている（昭和6年12月14日行政裁判所判決参照）。

なお、本件投票の投票権を有する者は、大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第4条の規定により、大阪市の議会の議員及び長の選挙権を有するものであるとされていることから、少なくとも本件投票の期日前投票が開始された平成27年4月28日から投票の期日であった同年5月17日までの間のいずれかの日において大阪市内に引き続き3箇月以上住所を有していたことが要件となる。

以上のことを踏まえ、当委員会は、本件異議申出の要件の審理に際し、申出時の住所が本市外であったため、まず本件投票の選挙人であるかどうかについて次のとおり確認した。

1 住所地市区町村長への住民登録の有無等の照会

申出人の住民登録の有無並びに登録がある場合は住所を定めた日及びその届出日について、申出人の住所地市区町村長へ照会した。

2 住所地市区町村長からの住民登録の有無等の回答の確認

申出人の住所地市区町村長からの申出人の住民登録の有無等についての回答から、本件投票の期日前投票が開始された平成27年4月28日から投票の期日であった同年5月17日までの間のいずれの日においても大阪市内に引き続き3箇月以上住所を有していなかったことが確認でき、申出人は本件投票の選挙人でないことが判明した。

よって、当委員会は、主文のとおり決定する。

平成27年6月22日

大阪市選挙管理委員会
委員長 平野 豊三郎

(行政委員会事務局選挙部選挙課)

(平27. 6 .22揭示済)

大阪市選挙管理委員会告示第33号

平成27年 5 月17日執行の大阪市における特別区の設置についての投票に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定した。

平成27年 6 月22日

大阪市選挙管理委員会

委員長 平野 豊三郎

決 定 書

異議申出人

西宮市愛宕山13-19

藤元 美和子

上記異議申出人（以下「申出人という。」）から平成27年 5 月27日付けで提起された同月17日執行の大阪市における特別区の設置についての投票（以下「本件投票」という。）に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、当委員会は次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を却下する。

決定の理由

本件投票において、投票又は賛否の結果の効力に関し不服があり異議を申し出ることができる者は、大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号）及び同施行令（平成25年政令第42号）の規定により準用・読替え後の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第202条又は第206条の規定により、選挙人であるとされている。

ここにいう選挙人とは、選挙人名簿に登録されていることは必要でなく、本件投票当時に投票権を実質的に有する者と解されている（大正12年 7 月25日行政裁判所判決、昭和 4 年 4 月10日行政裁判所判決参照）。

また、本件投票当時に選挙人であれば、その後引き続き投票権を有する必要はないと解されている（昭和 6 年12月14日行政裁判所判決参照）。

なお、本件投票の投票権を有する者は、大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第 4 条の規定により、大阪市の議会の議員及び長の選挙権を有するものであるとされていることから、少なくとも本件投票の期日前投票が開始された平成27年 4 月28日から投票の期日であった同年 5 月17日までの間のいずれかの日において大阪市内に引き続き 3 箇月以上住所を有していたことが

要件となる。

以上のことを踏まえ、当委員会は、本件異議申出の要件の審理に際し、申出時の住所が本市外であったため、まず本件投票の選挙人であるかどうかについて次のとおり確認した。

1 住所地市区町村長への住民登録の有無等の照会

申出人の住民登録の有無並びに登録がある場合は住所を定めた日及びその届出日について、申出人の住所地市区町村長へ照会した。

2 住所地市区町村長からの住民登録の有無等の回答の確認

申出人の住所地市区町村長からの申出人の住民登録の有無等についての回答から、本件投票の期日前投票が開始された平成27年 4 月28日から投票の期日であった同年 5 月17日までの間のいずれの日においても大阪市内に引き続き 3 箇月以上住所を有していなかったことが確認でき、申出人は本件投票の選挙人でないことが判明した。

よって、当委員会は、主文のとおり決定する。

平成27年 6 月22日

大阪市選挙管理委員会
委員長 平野 豊三郎
(行政委員会事務局選挙部選挙課)
(平27. 6 .22揭示済)

大阪市選挙管理委員会告示第34号

平成27年 5 月17日執行の大阪市における特別区の設置についての投票に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定した。

平成27年 6 月22日

大阪市選挙管理委員会
委員長 平野 豊三郎

決 定 書

異議申出人

東京都調布市多摩川 5 -33-19

林 重子

上記異議申出人（以下「申出人という。」）から平成27年 5 月27日付けで提起された同月17日執行の大阪市における特別区の設置についての投票（以下「本件投票」という。）に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、当委員会は次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を却下する。

決定の理由

本件投票において、投票又は賛否の結果の効力に関し不服があり異議を申し出ることができる者は、大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号）及び同施行令（平成25年政令第42号）の規定により準用・読替え後の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第202条又は第206条の規定により、選挙人であるとされている。

ここにいう選挙人とは、選挙人名簿に登録されていることは必要でなく、本件投票当時に投票権を実質的に有する者と解されている（大正12年 7 月25日行政裁判所判決、昭和 4 年 4 月10日行政裁判所判決参照）。

また、本件投票当時に選挙人であれば、その後引き続き投票権を有する必要はないと解されている（昭和 6 年12月14日行政裁判所判決参照）。

なお、本件投票の投票権を有する者は、大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第 4 条の規定により、大阪市の議会の議員及び長の選挙権を有するものであるとされていることから、少なくとも本件投票の期日前投票が開始された平成27年 4 月28日から投票の期日であった同年 5 月17日までの間のいずれかの日において大阪市内に引き続き 3 箇月以上住所を有していたことが要件となる。

以上のことを踏まえ、当委員会は、本件異議申出の要件の審理に際し、申出時の住所が本市外であったため、まず本件投票の選挙人であるかどうかについて次のとおり確認した。

1 住所地市区町村長への住民登録の有無等の照会

申出人の住民登録の有無並びに登録がある場合は住所を定めた日及びその届出日について、申出人の住所地市区町村長へ照会した。

2 住所地市区町村長からの住民登録の有無等の回答の確認

申出人の住所地市区町村長からの申出人の住民登録の有無等についての回答から、本件投票の期日前投票が開始された平成27年 4 月28日から投票の期日であった同年 5 月17日までの間のいずれの日においても大阪市内に引き続き 3 箇月以上住所を有していなかったことが確認でき、申出人は本件投票の選挙人でないことが判明した。

よって、当委員会は、主文のとおり決定する。

平成27年 6 月22日

大阪市選挙管理委員会
委員長 平野 豊三郎
（行政委員会事務局選挙部選挙課）
（平27. 6 .22揭示済）

大阪市監査委員告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、監査結果を次のとおり公表する。

平成27年 6 月19日

大阪市監査委員	貴 納 順 二
同	阪 井 千鶴子
同	美 延 映 夫
同	島 田 ま り

第 1 監査の請求

平成27年 4 月20日付けで次のとおり住民監査請求があった。

1 請求の要旨

- (1) 大阪府市大都市局（以下「大都市局」という。）及び大阪市選挙管理委員会（以下「選管」という。）への措置請求について

ア 大都市局

大都市局が市長の指示により作成したパンフレット（特別区設置協定書について（説明パンフレット）。以下「パンフレット」という。）における説明では、市民全体にしっかりと答えることとしているにもかかわらず、住民説明会には市民全体の約0.8%の22,330名しか参加できない。これは、ある特定の政治的意思をもった恣意的な行政の不作为によって定員を制限するものと言わざるを得ず、このような行政行為は憲法第15条に違反しており違法である。

また、憲法第21条の知る権利にも違反しており、市民が知りうる行政行為の情報を違法に制限している。

大都市局は、特別区設置に際して、パブリックコメント募集等によって大阪市民の意見を集約し、橋下市長に伝達していない。しかし、橋下市長自らが「270万人の市民の声を聞き、しっかりと応える」とパンフレット冒頭に述べている。

しかし、住民投票に際し、約0.8%の市民しか説明会で意見を表明できないことは、憲法第16条の請願権を違法に侵害している。

よって、住民説明会にかかるパンフレットの作成及び配布、住民説明会開催について大都市局が行った公金支出の差し止めと既支出分の返還を求める。

イ 選管

選管は平成27年 5 月17日に住民投票を行うことを大阪市民に向けて周知している。

しかし、違法な状態で住民説明会を開催されていることにより、住民説明会に参加不可能な人が大阪市人口の約99%になることが確定しており、このような中で住民投票を行うことは、憲法の基本となっている「平等選挙」に違反しており違法である。

よって、住民投票にかかる看板作成及び設置、大阪市ホームページ等の周知等で、選管が行った公金の支出の差し止めと既支出分の返還を求めるとともに、住民投票実施にかかる公金の支出の差し止めを求める。

(2) 個別外部監査について

本件については、「特別区設置」が大阪市政史上、最も大きな行政行為であり、本請求の審査中に「大阪市」が解体され、本請求権限が消滅してしまう可能性が高い。

よって大阪市外の個別外部監査により、本請求権限を保全するものである。

第 2 監査の結果

上記監査請求について監査をした結果を次のとおり請求人に通知した。

大 監 第 21 号

平成27年 6 月18日

大阪市監査委員	貴 納 順 二
同	阪 井 千鶴子
同	美 延 映 夫
同	島 田 ま り

住民監査請求について（通知）

平成27年 4 月20日付けであなたから提出された地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第 4 項の規定により次のとおり通知するとともに、同法第252条の43第 9 項の規定により、個別外部監査契約に基づく監査によらなかった理由を通知します。

記

第 1 請求の受付

1 請求の要旨

第 1 監査の請求のとおりに

2 請求の受理

本件請求は、特別区設置協定書（以下「協定書」という。）にかかるパンフレットの配布、住民説明会の開催及び大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年 9 月 5 日法律第80号。以下「大都市法」という。）第 7 条第 1 項に規定する選挙人による投票（以下「住民投票」という。）の実施にかかるこれら一連の事実について、憲法に違反した状態で行われているとの主張のもとでなされていることから、これらに要する経費の支出が、違法不当な公金の支出にあたるとしてなされたものと解され、法第242条の要件を満たしているものと認め、受理することとした。

第 2 個別外部監査契約に基づく監査の請求に対する判断

法第252条の43第 1 項の規定に基づき、住民が住民監査請求をする場合において個別外部監査によることを求めた場合、同条第 2 項の規定に基づ

き、監査委員は、個別外部監査契約に基づく監査が相当であると認めるならば、当該監査によることを決定しなければならないとされている。

また、個別外部監査においても、外部監査人は監査に関する報告を監査委員に対して行い、報告を受けた監査委員はこれに基づいて住民監査請求に理由があるかどうかの決定を自ら行うものである。

請求人は、本件請求について、監査委員監査に代え個別外部監査契約に基づく監査によることを求め、その理由として、特別区設置は大阪市政史上、最も大きな行政行為であり、本請求の審査中に大阪市が解体され、本請求権限が消滅してしまう可能性が高いため、大阪市外の個別外部監査により、本請求権限を保全する旨主張しているが、本請求の審査中に大阪市が解体されることは想定できない。

したがって、本件請求については、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるとは認められないと判断した。

第3 監査の実施

1 監査の対象事項

下記の項目に係る経費について、違法不当な公金の支出にあたる事実があるかどうか

(1) 大都市法第7条第2項に規定する説明

ア パンフレット等の配布

イ 住民説明会の実施

(2) 住民投票の実施及びそれに関する啓発

2 争点

(1) 住民説明会の実施が憲法第15条、第16条及び第21条に反しないか

(2) 住民投票の実施について平等選挙に反する事実はないか

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成27年5月13日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人からは、新たな証拠の提出はなかった。

請求人からの請求書の要旨を補足する陳述の内容は、次のとおりである。

- ・私にパンフレットが届けられたのは4月15日であった。住民説明会が14日から開催されていたこともあって、私は住民説明会に参加できなかった。これは行政の不作为と考える。
- ・住民説明会会場で最も定員が多かったNHK大阪ホールでも1,400名である。例えば、もっと定員が多い京セラドーム大阪等で開催することもできたのではないか。市は、住民説明会の定員を不当に制限していると言わざるを得ない。
- ・憲法第15条第2項との関係では、市は不作为によって住民説明会への参加の機会を不当に制限しており、270万人の大阪市民全員が説明会に参加できないから、同項の「全体の奉仕者」に反している。
- ・憲法第16条との関係では、市長に直接意見を表明する機会を失わせてい

る。

4 監査対象局の陳述（10頁に詳述）

大都市局及び行政委員会事務局を監査対象局とし、平成27年 5 月13日に行政委員会事務局長ほか関係職員より、同年同月27日に大都市局理事ほか関係職員より陳述を聴取した。

第 4 監査の結果

1 事実関係の確認（【 】内は監査対象局）

(1) 住民投票について【大都市局、行政委員会事務局】

大阪府議会及び大阪市会における協定書の成立を受け、平成27年 3 月19日に大阪市特別区設置協議会（以下「協議会」という。）から選管に対して、基準日の通知がなされたため、選管は同年同月20日に開催された委員会において、大都市法第 7 条第 1 項の規定に基づき、同年 5 月17日に選挙人の投票を実施することを決定した。

(2) 関連経費について【大都市局、行政委員会事務局】

上記の協定書の周知及び住民投票を実施するための所要経費については、平成27年 3 月13日に補正予算を大阪市会へ議案として上程し、同年同月18日に可決された。

ア 平成26年度予算

協定書の広報及び住民投票の啓発について、平成26年度中に契約を行うために必要な債務負担行為補正を行った。

(7) 期間

平成27年度

(イ) 限度額

大阪府・大阪市特別区設置協定書広報事業 154,000千円

住民投票啓発事務 150,000千円

イ 平成27年度予算

協定書の広報及び住民投票の啓発について、所要経費の補正を行った。

(7) 補正額

大阪府・大阪市特別区設置協定書広報事業 184,611千円

住民投票管理執行・啓発事務 747,179千円

(3) 大都市法第 7 条第 2 項の規定の解釈

大都市法第 7 条第 2 項において、「関係市町村の長は、前項の規定による投票に際し、選挙人の理解を促進するよう、特別区設置協定書の内容について分かりやすい説明をしなければならない。」とされている。

この分かりやすい説明の考え方については、平成27年 3 月10日の衆議院予算委員会第 2 分科会において、総務省自治行政局長が、「関係市町村の長が大都市法第 7 条第 2 項に基づき行うものとされており、分かりやすい説明の方法につきましては、法令に違反しない限りで地方公共団体の判断にゆだねられているものでございます」と答弁している。

(4) 住民説明会の開催に関する報道発表について【大都市局】

平成27年 3 月30日付け報道発表において、次のとおり住民説明会の開催及びパンフレット等の配布について周知を行っている。

(報道発表資料から抜粋)

大阪市では、平成27年 5 月17日(日曜日)に「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づき、特別区設置の賛否について住民投票が実施されます。

これに伴い、「特別区設置協定書」の内容について、理解を深めていただけるよう、市民の皆様を対象に、平成27年 4 月14日(火曜日)から 4 月26日(日曜日)にかけて、住民説明会を開催します。

また、平成27年 4 月13日(月曜日)から 4 月20日(月曜日)にかけて、特別区設置協定書の説明用パンフレットを大阪市内で全戸配布します。

なお、住民説明会の開催日程等に関するご案内についても平成27年 4 月13日(月曜日)から 4 月15日(水曜日)にかけて大阪市内で全戸配付します。

(5) 協定書の周知にかかるビラ及びパンフレット等について【大都市局】

大都市局により、次のとおりビラやパンフレットの作成及び配布がなされた。

ア 協定書の説明会周知用ビラ

協定書の説明会の開催日等の周知を行うために、ビラを作成し、平成27年 4 月13日から15日に全戸配布を行った。

(印刷部数 1,631,000部 配布部数 1,615,000部(概算))

イ パンフレット

協定書の内容を説明したパンフレットを作成し、平成27年 4 月13日から18日に全戸配布を行った。

(印刷部数 1,679,000部 配布部数 1,615,000部(概算))

ウ 特別区設置協定書について(タブロイド版)

協定書の概要を説明したA 4 版 4 ページのタブロイド版資料を作成し平成27年 4 月21日から26日に全戸配布を行った。

(印刷部数 1,654,000部 配布部数 1,615,000部(概算))

(6) 住民説明会について【大都市局】

ア 概要

平成27年 4 月14日(火)から26日(日)の間、大阪市民を対象として、協定書の内容について理解を深めるための住民説明会を開催した。

なお、この説明会は大阪市民を対象としており、受付時に大阪市民であることを確認したうえで入場を認めている。

イ 当日配付資料

住民説明会における配付資料は次のとおり

(7) パンフレット

(イ) 協定書に対する賛成意見及び反対意見を記したA 3 版(両面印刷)

の説明資料

ウ 参加予定者に対する当初の対応

パンフレットには、「『住民説明会』にご来場の皆様へ ご案内と
お願い」として、「※受付は先着順とし、定員に達した時点で受付を
終了させていただきますので、あらかじめご了承ください」と記載さ
れている。

また、平成27年 3 月30日付け報道発表資料にも同様の内容が掲載さ
れている。

エ 会場における対応

住民説明会の開催にあたっては、初日の平成27年 4 月14日に開催し
た説明会において、当初予定していた収容人数を超える来場があり、
来場したものの参加できなかった市民がいたことを受け、市長の指示
により、来場者が全員参加できるよう対応することとされ、当初予定
会場に加え、近隣の会議室等を確保し、来場者が説明会に参加できる
ように対応した。

オ 内容

住民説明会の進行はおおむね次のとおりである。

(7) 大都市局からの協定書の説明

(イ) 橋下市長による説明

(ウ) 参加者との質疑応答

なお、質疑応答の時間に対応できなかった協定書に関する質問に
ついては、参加者から質問票を受け付け、質問項目を整理のうえ、
回答409件を、平成27年 5 月11日（月）から大阪市ホームページに
公表した。

また、全会場において、説明会の様子をインターネットで中継し
た。

カ 開催場所及び参加人数

市内各所で39回の住民説明会を開催し、参加者は32,298人であった。

各会場の参加者数については、表のとおり

表 住民説明会実施状況

(単位：人)

開催日	区分	場所	当初 定員	実参加者		
				メイ ン 会 場	サブ 会 場	合計
4 月14日 (火)	午前	浪速区民センター	310	345	12	357
	午後	阿倍野区民センター	450	508	設定 なし	508
	夜間	コミュニティプラザ平野	840	871	0	871
4 月15日 (水)	午前	市民交流センターひがしすみよし	280	318	設定 なし	318

	午後	住吉区民センター	630	789	200	989
	夜間	都島区民センター	350	390	150	540
4 月 16 日 (木)	午前	城東区民ホール	490	512	58	570
	午後	鶴見区民センター	560	728	335	1,063
	夜間	西淀川区民ホール	380	374	285	659
4 月 17 日 (金)	午前	港区民センター	380	400	150	550
	午後	西区民センター	420	446	360	806
	夜間	旭区民センター	490	550	270	820
4 月 18 日 (土)	午前	西成区役所 (4階)	300	455	400	855
	午後	生野区民センター	450	492	650	1,142
	夜間	東住吉区民ホール	420	504	635	1,139
4 月 19 日 (日)	午前	大阪会館	700	627	349	976
	午後	大阪会館 (★)	700	611	382	993
	夜間	淀川区民センター	420	513	355	868
4 月 20 日 (月)	午前	東淀川区民ホール	380	530	120	650
	午後	福島区民センター	420	496	180	676
	夜間	西成区民センター	490	604	0	604
4 月 21 日 (火)	午前	天王寺区民センター	420	421	337	758
	午後	東成区民センター	430	570	246	816
	夜間	住之江区民ホール	490	521	51	572
4 月 22 日 (水)	午前	大正区民ホール	490	616	162	778
	午後	住吉区民センター	630	880	139	1,019
	夜間	大淀コミュニティセンター	350	349	140	489
4 月 23 日 (木)	午前	住之江区民ホール	490	532	110	642
	午後	新大阪イベントホール レルミエール	700	611	0	611
	夜間	平野区民ホール	350	344	436	780
4 月 24 日 (金)	午前	大阪市中央公会堂	1,100	1,046	0	1,046
	午後	東淀川区民ホール	380	530	120	650
	夜間	此花区民ホール	350	380	79	459
4 月 25 日 (土)	午前	ホテル大阪ベイタワー ベイタワーホール(★)	1,000	913	161	1,074
	午後	NHK大阪ホール(★)	1,400	1,269	530	1,799
	夜間	NHK大阪ホール(★)	1,400	1,253	106	1,359

4 月 26 日 (日)	午前	ハービスホール 大ホール(★)	1,000	1,035	410	1,445
	午後	ハービスホール 大ホール(★)	1,000	1,028	319	1,347
	夜間	城東区民ホール	490	510	190	700
総計			22,330	23,871	8,427	32,298

★印は、できるだけ多数の方にご参加いただける会場として、各区の会場以外に設定したもの。なお、上記参加者数は各会場における結果報告書に基づき作成しており、各区役所ロビーでの放映を視聴した人数は含まれていない。

(7) 住民投票について【行政委員会事務局】

ア 投票公報の配布

大都市法第7条第3項においては、関係市町村の選挙管理委員会は、同条第1項の規定による投票に際し、当該関係市町村の議会の議員から申出があったときは、当該投票に関する当該議員の意見を公報に掲載し、選挙人に配布しなければならない、とされていることから、投票公報を作成し、平成27年5月1日頃からポスティング業者により全戸配布した。

イ 各種啓発事業

投票率の向上を図るべく、選管は全有権者への投票案内状の送付、市内各所への看板・ポスター等の掲出、啓発ビラ・啓発物品の配布等の啓発活動を実施した。

また、アの投票公報の余白に啓発文を掲載した。

ウ 住民投票の対象となる選挙人について

住民投票の対象となる当日有権者数については、平成27年5月17日現在で2,104,076人（男 1,012,990人、女 1,091,086人）である。

エ 住民投票の結果について

平成27年5月17日に住民投票が実施され、反対が有効投票の半数以上となったため、協定書は否決された。

(7) 投票者数 1,406,084人 （男 653,613人 女 752,471人）

(イ) 結果

- ・賛成 694,844票
- ・反対 705,585票
- ・無効等 5,655票

(8) 憲法の規定について【大都市局、行政委員会事務局】

請求人が引用する憲法の規定については次のとおり

ア 憲法第15条第2項

すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

イ 憲法第16条

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

ウ 憲法第21条第1項

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

エ 「平等選挙」について

憲法においては、平等選挙という文言は存在しないが、

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第15条第3項 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障するとされている。

2 関係局陳述

(1) 行政委員会事務局

平成27年3月13日に大阪市会、同年同月17日に大阪府議会それぞれにおいて、協定書が承認された。これをうけ、大都市法第6条第2項に基づき、同年同月19日には橋下徹大阪市長、松井一郎大阪府知事から協議会へ、両議会でも協定書が承認された旨が通知され、同法第6条第3項の規定に基づき、同日中に協議会の今井豊会長から選管平野豊三郎委員長へ基準日の通知がなされた。

大都市法第7条第1項では、前述の協議会からの通知を受けた関係市町村の選挙管理委員会は、基準日から60日以内に、特別区の設置について選挙人の投票に付さなければならないとされており、選管では、20日に委員会議を開催し、平成27年5月17日を大阪市における特別区の設置についての投票の投票日とするなど、諸事項に関する決定をした。

予算については、大阪市会において協定書が承認され、平成27年度中に住民投票が執行される蓋然性が高いものとなった平成27年3月13日、補正予算案として大阪市会へ提出され、同年同月18日に可決、成立した。その総額は7億4,717万9千円となっており、その内訳は、投開票所等に係る経費が2億1,509万3千円、投票公報の発行等に係る経費が6,032万5千円、施設等における不在者投票管理経費が640万7千円、住民投票に係る啓発にかかる経費が1億4,990万円、その他事務一般にかかる経費が3億1,545万4千円である。

請求に対する見解としては、請求人の主張する憲法における平等選挙の原則とは、選挙人の選挙権を平等に扱うため、一人一票で一票の価値を平等とすることをいい、請求人が言う投票に関する情報を得る機会の平等までを保障しているものではないと考える。

また、前述のとおり、大都市法により基準日より60日以内の投票の執行が義務付けられている。かつ、同法及び施行令により準用、読み替えられる公職選挙法第264条により、本件投票に関する費用は市町村が負担することとされているため、管理執行及び投票率向上に向けた啓発に

必要な経費を計上し、支出しているものであり、本件投票にかかる執行経費の支出について、当局に違法不当な公金の支出は存しない。

(2) 大都市局

大都市法では、第7条第2項において、市長の役割として、「長は…投票に際し…選挙人の理解を促進するよう、特別区設置協定書の内容について分かりやすい説明をしなければならない」と明記している。

この「協定書内容の分かりやすい説明」の手法については、平成27年3月10日の衆議院予算委員会において総務省自治行政局長が「関係市町村の長が、大都市法第7条第2項に基づき行うものとされております分かりやすい説明の方法につきましては、法令に反しない限りで地方公共団体の判断に委ねられているものでございます」と答弁しているとおり、市長の裁量に委ねられているところである。

すなわち、住民説明を「どういった手法・範囲で行うか」については、合理的な範囲において市長の裁量に委ねられていると解され、説明の一手段である「住民説明会」についても、「開催するか」、「開催しないか」、さらに、開催する場合に「どういった範囲、回数、内容」で開催するかなども含め、市長の裁量に委ねられている。

そこで、今回の住民投票に際し、本市では、大都市法第7条第2項に基づく住民説明・広報として、まず、全ての有権者に情報を確実にお届けすることを第一に、協定書内容に関する説明パンフレット、及びタブロイド版資料を作成し、それぞれ市内全世帯に配布した。

さらに、説明責任を有する市長が自ら、市民に直接説明する機会として、期間や会場等の制約のある中、市内全区で計39回の住民説明会を開催した。その全会場において説明会の様子のインターネット中継と手話通訳を実施した。開催にあたっては、より多くの市民にご参加いただけるよう、開催案内ビラの全戸配布とともに、本市ホームページや区政だより4月号も活用し、周知に努めた。

また、39回の各説明会における説明内容や質疑応答の内容をすべて記載した議事録や、説明会で参加者から提出いただいた質問票への回答409項目を、順次ホームページ上で公表した。

さらに、市役所に来庁されてご質問いただいた方への説明はもとより、質問票に対し個別回答を希望された707名と、別途、手紙・電話・メールなどによりご質問をいただいた105名に対しては、個別に文書回答をお送りするなど、市民の協定書に関する疑問点を解消し、より理解が深まるよう、丁寧な説明・対応に努めた。その他、視覚障がい者向けに点字版のパンフレット・タブロイド版資料を発行した。

このように、市長の裁量のもと、できる限り多くの手法で住民説明・広報を実施し、最大限の効果を上げたと考えている。

次に、請求人の主張に対して、1点目として、住民説明会の開催に関して意見を述べる。

請求人は、「1%にも満たない市民しか参加できない住民説明会を開催するという事は、ある特定の政治的意思をもった恣意的な行政の不作为によって定員を制限するものと言わざるを得ない」と主張する。

しかしながら、住民説明会については、大都市法第7条第1項において「住民投票は基準日から60日以内に実施される」旨が、同条第2項では「投票に際し、分かりやすい説明を行わなければならない」旨が定められているとおり、法に基づく分かりやすい説明の一環として、行政主催の説明会を実施することができる期間は、住民投票の期日が決定された平成27年3月20日以降、統一地方選挙も執行され、住民投票の告示日の翌日の同年4月28日から期日前投票が開始されるなかで、限られた期間であった。

このような中、市内全区で開催するための説明会場を確保し、平成27年4月12日の大阪府議会議員及び大阪市議会議員選挙の終了後の同年4月14日から、住民投票の告示日前日の同年同月26日までの間に、13日間で39回、集中して行政が主催する住民説明会を開催した。

また、会場の選定にあたっては、各区にある公的施設のホールを活用するとともに、土曜・日曜などには市内中心部の梅田、本町などの交通の便が良く収容定員の多い民間施設を使用するなど、限られた期間で開催する説明会にできるだけ多くの市民にご参加いただきやすいように設定した。

その結果、会場の定員合計が22,330人であるところ、来場いただいた方に会場に入れずお帰りいただくことのないよう急遽サブ会場を設けたこともあり、約32,300人にご参加いただいたところであり（これは、有権者数の約1.5%に相当）、説明会の開催により、住民投票に際して市民に判断材料となる情報を提供することができたと考えている。

さらに、ご都合がつかず直接説明会会場までお越しいただけない市民にも、ご自宅などでインターネットを活用して説明会の様子を視聴いただけるように、全会場においてインターネット中継を行ったほか、開催後に、議事録や質問票への回答をホームページに掲載するなど、より多くの市民に説明会の様子を知っていただけるよう、情報提供に努めた。

このように、定員（22,330人）、開催期間（平成27年4月14日から26日）、回数（1日3回の計39回）、場所（市内全区で実施）等について、より多くの市民にご参加いただけるようできる限りのことを行っており、有権者数（投票日の有権者数、2,104,076人）や区の数（24区）から見ても、また、説明会にご参加いただけない方などへの情報提供の実施状況から見ても、最大限かつ妥当な範囲で説明会を開催・運営したものであると考える。

以上のことから、「恣意的な行政の不作为によって定員を制限する」という請求人の主張は、全く当を得ないものである。

さらに、請求人は、「このような行政行為は、『日本国憲法第15条第

2 項すべての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない』に違反しており違法である」、「憲法第16条（請願権）に違反しており、大阪市民の『何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利』を違法に侵害している」、また、「憲法第21条（知る権利）にも違反しており、大阪市民が知り得るはずの行政行為の情報を違法に制限している」と主張する。

請求人の主張は、「有権者全員に対して説明の機会を設けていないことが一部の奉仕者になっており（憲法第15条違反）、知る権利も侵害している（憲法第21条違反）。また、限られた定員の説明会では市長に直接意見を表明できない（憲法第16条違反）。」という趣旨であると解するが、先に述べたとおり、大都市法第7条第2項に基づき、限られた開催期間、予算などの条件の下で、パンフレット等の全戸配布をはじめ、市長の裁量の中で、できる限り多くの手法かつ合理的な範囲で住民説明・広報を実施したものである。

また、住民説明会についても、開催するか否かは市長の裁量に委ねられているところ、説明会を開催することとし、先に述べたとおり、市長の裁量のもとで、定員、開催期間、回数、場所等の設定において、より多くの市民にご参加いただけるようできうる限りのことを行った。有権者数や区の数から見ても、また、ご参加いただけない方などへの情報提供の実施状況から見ても、最大限かつ妥当な範囲で開催・運営したものであると言える。実際、約32,300人の多数の市民に会場いただき、市民の適切な判断に資する機会となったものとする。

よって、説明会は大都市法第7条第2項に基づき適法に実施したものであり、憲法第15条、第16条及び第21条に違反するという請求人の主張は、当を得ない。

続いて、2点目として、パンフレットの作成及び配布並びに住民説明会開催にかかる経費の支出に関する請求人の主張に対して、意見を述べる。

今回の住民説明会を開催した行政行為について、憲法第15条、第16条及び第21条に違反しており、市民の権利を違法に侵害していると主張する請求人は、説明会で使用したパンフレットの作成・配布経費や説明会の開催経費の支出の差し止めと既支出分の返還を主張する。しかしながら、本市としては、次のとおり、業務委託契約等における役務提供の対価として今後委託料等を支払うべきものとする。

前述のとおり、パンフレットの作成・市内全戸配布及び住民説明会の開催は、大都市法第7条第2項の規定に基づき、市長の説明責任を果たすために、適切・適法に実施したものであり、憲法違反との主張は失当である。したがって、適法に実施したパンフレット作成・配布や説明会に要した設営・警備の業務委託料、会場使用料等は、役務提供の対価と

して、各案件の契約や支出負担行為決議に基づき支出すべきものである。

また、委託料等の金額については、比較見積りによる業者選定を行い、業務委託契約等を締結するなど、適正な手続きを経て決定しており、妥当な金額であると考えている。現在、履行完了報告書などにより確認中であるが、履行確認が完了次第、順次経費支出する予定である。

今回、大都市法第7条第2項に基づき、協定書の説明を目的に、パンフレットを作成・配布するとともに、住民説明会を開催・運営し、実際約32,300人の市民が説明会に参加しており、住民投票に際して市民に判断材料となる情報を提供することができたと考える。したがって、パンフレットの作成、説明会の開催自体が適法であり、それに要する経費にかかる財務会計上の行為も適正手続きに基づいて行っており、何ら問題ない。

よって、パンフレットの作成・配布経費や説明会の開催経費の支出について、差し止め等を求める旨の請求人の主張は当を得ない。

3 判断

以上のような事実関係の確認、監査対象局の説明等に基づき、本件請求について次のように判断する。

(1) 住民説明会の必要性について

協定書の説明にあたっては、大都市法第7条第2項に「わかりやすい説明」を行うように規定されているが、総務省自治行政局長の見解では、「法令に違反しない限りで地方公共団体の判断にゆだねられている」ものとされている。

また、住民説明会は、住民投票の実施に係る必要要件とはなっていない。

そうしたことから、協定書の内容をどのように説明するかは市長の裁量にゆだねられていると言わざるを得ない。

確かに、請求人の主張どおり、結果的には住民全体の1%程度の住民しか説明会には参加できていないが、説明会の動画や資料をホームページに掲載しており、住民の意見を聴く方法としても、説明会会場だけではなく、ホームページ等でも質問を受け付けている。

また、協定書にかかるパンフレットや大都市法第7条第3項に規定する投票公報が全戸配付されていることから、住民説明会の参加の有無にかかわらず、協定書に関する情報は市民に平等に提供されている。

(2) 請求人の主張について

請求人は、市長が指示して大都市局が作成したパンフレットにおいて、市長が「270万人の市民の声を聞き、しっかりと応える」ことを冒頭で述べているにも関わらず、「住民説明会」の定員合計が22,330名であり、大阪市民の約0.8%しか参加できない住民説明会を開催することは、ある特定の政治的意思をもった恣意的な行政の不作为によって定員を制限するものであることから、ア 憲法第15条（公務員の性質）の違反、イ 憲

法第16条（請願権）の違法な侵害、ウ 憲法第21条（知る権利）の違法な制限が発生している旨、主張している。

また、違法な状態で住民説明会が開催されていることにより、住民説明会に参加不可能な人が大阪市人口の約99%になることが確定しており、このような中で住民投票を行うことは、憲法の基本となっているエ 「平等選挙」に違反しており違法である旨、主張している。

ア 憲法第15条違反について

請求人は陳述において、不当に定員を制限されているということにより、市民全員に対して機会が与えられていないという点で、一部の人のみ、結果的に奉仕していると主張する。

しかし、憲法第15条第2項の規定は、すべての公務員は国民全体の利益のためにその職務を行わなければならないという趣旨であり、今回の住民説明会の開催そのものが憲法第15条違反の問題とはならない。

イ 憲法第16条違反について

請求人は、市長に直接大阪市民が意見を表明し、橋下市長に伝達する住民投票までの最後の機会であるが、大阪市民の約0.8%のみしか意見を表明できないことが、憲法第16条に違反していると主張する。

しかし、憲法第16条の請願とは、国または地方公共団体の機関に対して国務に関する希望を述べることであり、請願権の保障とは、請願を受けた機関にそれを誠実に処理する義務を課するにとどまるものであるが、住民説明会は、住民投票の対象となる協定書の内容について説明を行い、その説明に対する質疑応答を行う場であるから、住民説明会の開催方法に関わらず、請願権侵害の問題とはならない。

ウ 憲法第21条違反について

請求人は、今回の住民説明会の開催方法が、大阪市民が知り得るはずの行政行為の情報を違法に制限していると主張する。

しかしながら、統一地方選挙との兼ね合いで、住民説明会の開催期間が、平成27年4月14日から同年同月26日までと限られる中で、住民説明会は13日間、39回にわたって開催されている。また、来場できない市民に対しても、動画サイトでの中継等を行い、協定書の内容を本市のホームページに掲載するなど、協定書の内容の周知に努めている。

協定書の内容に対する賛成・反対の市会各会派の意見を記載したA3版の資料が住民説明会のみで配布されているが、ほぼ同様の内容を記載した大都市法第7条第3項に基づく投票公報が、協定書にかかるパンフレットとは別に、それぞれ全戸配布されており、投票に必要な情報は提供されている。

住民説明会は協定書の内容を説明するための一方法として開催したものであり、今回の住民説明会の開催方法により知る権利を侵害したとは言えない。

エ 「平等選挙」について

請求人は、住民投票の実施にあたって、日本国憲法の基本となっている「平等選挙」に違反しており違法であると主張している。

しかし、憲法が認めている平等選挙とは、選挙人の価値をすべて平等に取り扱うことであり、一人一票で一票の価値を平等とすることを言うものである。

また、請求人は陳述において、「平等選挙」の理解について、概念的なものとして示したもので、住民説明会に参加できない人が多く、特別区設置についての正確な情報を知り得ていない方々が圧倒的であり、そうした中で投票を行うことは平等性を欠くのではないかと主張する。

これについても、協定書にかかるパンフレットが全戸配布され、住民説明会の動画サイトによる中継や本市のホームページへの協定書の内容の掲載も行っていることから、住民説明会の参加の有無にかかわらず、協定書に関する情報は市民に平等に提供されている。

こうしたことから、「平等選挙」に違反するという請求人の主張は当を得ない。

4 結論

以上の判断により、協定書の市民への周知等に関して憲法違反は認められないことから、それらに要した費用について本市職員による違法不当な公金の支出があったとする請求人の主張には理由がない。

【参考資料】

大都市法

第7条 前条第3項の規定による通知を受けた関係市町村の選挙管理委員会は、基準日から60日以内に、特別区の設置について選挙人の投票に付さなければならない。

2 関係市町村の長は、前項の規定による投票に際し、選挙人の理解を促進するよう、特別区設置協定書の内容について分かりやすい説明をしなければならない。

3 関係市町村の選挙管理委員会は、第1項の規定による投票に際し、当該関係市町村の議会の議員から申出があったときは、当該投票に関する当該議員の意見を公報に掲載し、選挙人に配布しなければならない。

公 告

大阪市公告第70号

次のとおり一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成27年7月3日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当

〒530－8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号
 大阪市役所 2 階
 大阪市健康局総務部経理課
 電話 06－6208－7934

2 入札に付すべき事項

売払物品	売払予定数量 (概数)
廃棄簿冊・古紙等	12,000 k g

なお、本市と協議し決定した日時に指定する数量を引き取ること

3 引取場所

大阪市阿倍野区旭町 1 - 2 - 7 -1000
 あべのメディックス 10階
 大阪市保健所

4 契約期限

平成28年 2 月29日（月）

5 入札参加資格

- (1) 大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループの発行する「平成26・27年度物品売払入札参加承認証」の交付を受けていること

※ なお、平成26・27年度の物品売払入札参加申請要領は、大阪市電子調達システム(<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>)の「資料・ご案内」メニューの「不用品売払入札等のご案内」→「平成26・27年度申請書」に掲載している。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること
 (3) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置をうけていないこと
 (4) 大阪市契約関係暴力団排除要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
 (5) 廃棄物再生事業者登録（事業の内容に「古紙の再生」が含まれていること）を行っていること

6 入札参加申請書等の交付場所等

- (1) 入札に関する問い合わせ先

上記 1 に同じ

- (2) 入札参加申請書等の交付方法

公告の日から、平成27年 8 月 5 日（水）午後 5 時までの本市の休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（午後 0 時15分から午後 1 時までを除く）
 上記 1 及び健康局ホームページにおいて無償により交付する。

7 入札参加申請に要する書類及び受付期間等

(1) 入札参加申請に要する書類

- ・ 入札参加申請書（6において交付する本市様式）
- ・ 物品売払入札参加承認証の写し（印影が明確に判別できるもの）
- ・ 廃棄物再生事業者登録証の写し（事業の内容に「古紙の再生」が含まれていること）

(2) 入札参加申請書の受付期間及び受付場所

公告の日から、平成27年 8 月 5 日（水）午後 5 時までの本市の休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（午後 0 時15分から午後 1 時までを除く）

上記 1 において受け付ける。

8 入札参加資格の審査等

7 の受付時において、入札資格審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

9 入札保証金等

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

契約単価に予定数量を乗じた金額の100分の10の額以上を、本市が交付する納付書を用い、入札執行日の翌々開庁日午後 5 時30分までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出すること。

契約保証金は債務の履行を完了した後に還付する。

(3) 契約書の作成の要否

要

(4) 契約条項を示す場所

上記 6 (2)に同じ

10 入札執行日時及び場所

平成27年 8 月 6 日（木） 午前10時

大阪市役所本庁舎 2 階 健康局総務課管理会議室 2

11 入札の方法

入札書（物品買受申込書）に記載する金額は、数量 1 k g 当たりの単価金額を記載すること。また、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。

12 落札者の決定方法

予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

13 入札の無効

(1) 大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第 1 項各号のいずれかに該当する入札

(2) 本市が交付した入札書を用いないでした入札

(3) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている

者がした入札

14 その他

- (1) 詳細は、仕様書による。
- (2) 契約は、売払物品 1 k g 当たりの単価契約とする。
- (3) 9 の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、大阪市契約規則第 32 条第 3 項の契約締結の手続きを怠ったとして、落札の決定を無効とする。
- (4) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (5) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- (6) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第 28 条第 1 項第 10 号に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

15 問合せ先

売払物品・契約に関する問合せ先	入札に関する問合せ先
大阪市保健所管理課 電話06－6647－0643	健康局総務部経理課 電話06－6208－7934

(健康局総務部経理課)

大阪市公告第71号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成27年 7 月 3 日

大阪市長 橋 下 徹

1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番 10 号
A T C ビル I T M 棟 6 階
大阪市建設局総務部経理課
電話06－6615－7540

2 入札に付すべき事項

物件番号	売払物品	数量
①	安田ほか 2 自転車保管所古自転車等- 8	3 山
②	南港ほか 3 自転車保管所古自転車等- 8	4 山

3 下見日時及び保管場所

	下見日時		保管場所	所在地
①	平成27年 7月22日 (水)	午前10時から 午後5時まで	安田自転車保管所	鶴見区安田2丁目5番16号
			大宮自転車保管所	旭区大宮1丁目1番32号
			長吉北自転車保管所	平野区长吉出戸8丁目3番先
②	平成27年 7月22日 (水)	午前10時から 午後5時まで	南港自転車保管所	住之江区南港東5丁目3番41号
			西島自転車保管所	西淀川区西島1丁目2番付近
			新木津川大橋自転車 保管所	住之江区柴谷1丁目2番付近
			北港自転車保管所	此花区北港2丁目1番付近

※ 下見を希望する場合は、下見日前日の正午までに、次の担当に電話連絡の上仕様書添付の「保管所下見予約票」をファクシミリにて送信すること（ただし、本市の休日を除く。）

建設局管理部自転車対策課

電話 06-6615-6684

F A X 06-6615-6577

4 入札参加資格

(1) 平成26・27年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部契約課物品契約グループに本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成27年7月21日（火）までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

（参加申請に要する書類）

ア 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

イ 使用印鑑届（本市様式）

ウ 物品売払入札参加承認証（本市様式）

※ 平成26・27年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム(<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>)の資料・ご案内→不用品売払入札等のご案内→「平成26・27年度申請書」からダウンロードすること

エ 法人にあっては、登記事項全部証明書等の写し

オ 法人にあっては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあっては、市区町村長発行の印鑑証明書

※ エ、オについては、発行後3ヶ月以内のもの

(2) 古物営業法（昭和24年法律第108号）に基づく、古物商許可証（行商する）を受けていること

5 入札参加申込の受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間 本公告の日から平成27年 7 月21日（火）午後 5 時30分までの
本市の休日を除く午前 9 時から午後 5 時30分まで
（午後 0 時15分から午後 1 時までを除く。）

- (2) 受付場所 上記 1 に同じ

6 入札参加資格の審査等

- (1) 5 の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して
入札書（物品買受申込書）を交付する。

資格審査は、4 にある承認証等を確認することによるので、持参すること

- (2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者
以外の者（代理人）が入札する場合は、入札時に本人確認を行うので、
17(2)にある本人確認書類を必ず持参すること。

7 仕様書の交付方法

本公告の日から入札日まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上
記 1 においても無償で交付する。

8 契約条項を示す場所

上記 1 に同じ

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を指定期限（入札日当日）までに納付すること
ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

11 入札執行場所

A T Cビル I T M棟 6 階 大阪市建設局入札室

12 入札執行日時

- ① 平成27年 7 月23日（木） 午前10時
② 平成27年 7 月23日（木） 午前10時30分

13 入札の方法

- (1) 入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を
含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した
上で、入札すること

- (2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者
以外の者（代理人）が入札する場合は、必ず物品売払入札参加承認証に記
載される個人又は代表者作成の委任状を添えて入札すること

14 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 に該当する者、大
阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市
契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

15 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

（注1）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

16 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

17 契約の決定、決定の無効

(1) 落札者について、本人確認を行い、本人確認ができない場合は、大阪市契約規則第32条第2項に該当するとして、契約の締結は行わない。

(2) 本人確認は、次の書類を提示する方法により行う。

ア 下記書類を1点提示すれば足りる場合

運転免許証、旅券、外国人登録証明書、写真付き住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第4項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、国又は地方公共団体の機関が発行した写真付き身分証明書、在留カード

イ 下記書類を複数提示する方法による場合

被保険者証（国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険）、共済組合証、高齢受給者証、国民年金手帳、年金証書（国民年金、厚生年金保険、船員保険）、共済年金証書、恩給証書、写真の貼付のない住民基本台帳カード、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの

18 その他

(1) 10の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、および契約金額の全額を即納できない場合は、大阪市契約規則第32条第3項の契約締結の手続を怠ったとして、落札の決定を無効とする。

また、落札者が入札日当日中に契約保証金、および契約金額の全額を納付したことを証する書類を持参しなかった場合も、落札の決定を無効とする。

(2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(3) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づ

く誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

(建設局総務部経理課)

大阪市人事委員会公告第14号

大阪学校事務労働組合大阪市支部（登録番号第14号）から届出のあった登録事項の変更（役員の改選）の件については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条第9項、職員団体の登録に関する条例（昭和26年大阪市条例第24号）第4条の規定に基づき次のとおり登録したので、同条例第6条第3項の規定に基づき公告する。

平成27年 7 月 3 日

大 阪 市 人 事 委 員 会
委員長 西 村 捷 三

- 1 職員団体登録簿中第5項（理事その他の役員の氏名、住所及び職名（職員以外の者にあつてはその職業））を次のとおり変更した。

理事その他の役員名簿

団体における 役名	所 属 名	職 名	氏 名	住 所
支部長	大阪市立 新東淀中学校	事務職員	宗宮 恵司	大阪市鶴見区放出東 3 - 21 - 33
書記長	大阪市立 工芸高等学校	事務職員	丸屋 れい子	奈良県生駒市あすか野南 2 - 8 - 23
執行委員	大阪市立 高殿南小学校	事務職員	中間 好子	大阪府枚方市津田駅前 2 - 9 - 25 - 507
	離 職	組合役員	上田 憲太	岐阜県郡上市白鳥町千田野 1200
	離 職	組合役員	亀井 千鶴	大阪市阿倍野区天王寺町北 3 - 18 - 34 - 202
	離 職	組合役員	佐味谷 安訓	大阪市中央区瓦屋町 1 - 11 - 6 - 602

- 2 登録年月日

平成27年 6 月 25 日

(行政委員会事務局任用調査部調査課)